

神奈川県茅ヶ崎市

1. 事業内容

担当課等	経済部 産業振興課 商工業振興担当 TEL : 0467-82-1111 FAX : 0467-89-2916
助成事業名	・ 中小企業特許取得補助制度

2. 助成事業の内容

助成対象者	・ 市内に事業所をおく中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人） ※個人にあつては市内在住 ※当該年度内における申請は1回限り ※市税に滞納がないこと
助成内容	・ 特許出願人が特許法に基づいて取得した特許権にかかる出願手数料、審査請求手数料（第三者による出願審査請求がなされた場合を除く）、審判請求手数料、提出書面の電子化手数料、特許料（初回納付分のみ）及び弁理士等代理人に要する費用
助成期間	・ 補助対象事業に係る費用が発生した期間
助成金額、補助率	・ 補助対象事業費に1/3を乗じた額とし、30万円を限度とする。 ※1,000円未満は切り捨て
産業財産権の帰属	・ 特許出願人

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・ 随時（ただし、特許証に記載された登録日から1年以内）
審査（選考）方法	・ 書類審査
申請に係わる必要書類等	・ 補助金交付申請書 ・ 特許証の写し ・ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し ・ 支出内訳書 ・ 費用が支払われたことが確認できる書類の写し ・ その他市長が必要と認める書類
支払い方法等	・ 振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	非公開
応募件数	非公開
事業予算規模	非公開
パンフ等の有無	・ 有（チラシ）

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・ 特になし
----------	--------

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	非公開
--------	-----